

○警察職員家族の救慰金制度の実施について(例規通達)

昭和47年8月23日

佐警本例規(務)第17号

警察官の家族が、警察官の職務執行に基因して、他人から危害を加えられ、そのために死亡または負傷した場合における警察庁長官からの救慰金が授与されることについては、昭和47年5月12日付佐本務第913号「警察官家族の救慰金制度の発足について」をもって通達したところであるが、このたび県においても、これと同趣旨の制度を設けたので、所属職員に周知徹底をはかり、士気の高揚につとめられたい。

記

1 救慰金の授与

救慰金は、警察職員の正当な職務執行に直接基因して、当該警察職員の配偶者、父母又は子が他人から危害を加えられ、そのために死亡し、又は重い身体障害が残り、警察庁長官から救慰金が授与された場合に、警察本部長が当該警察職員に授与する。

2 救慰金の額

救慰金の額は、警察庁長官が授与する額に準じて、被害の程度等を勘案して個別にその額を決定する。

3 救慰金授与の要件

(1) 警察庁長官から当該職員に救慰金が授与されていること。

(2) 当該加害行為が、警察職員の正当な職務執行に直接基因して行われたものであること。

すなわち、

ア 警察職員の正当な職務執行に伴う怨恨による場合

イ 警察職員の正当な職務執行を妨害又はけん制する意図による場合のいずれかに該当して加害行為が行われたこと。

(3) 被害の程度が、次のいずれかに該当すること。

ア 死亡した場合

イ 重い身体障害(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第29条第2項に規定する第1級から第6級までの等級に該当する身体障害をいう。)

(4) 被害者が、当該警察職員の配偶者、同居の父母又は子(ただし、遊学のため別居中の子及び当該警察職員が単身赴任している場合の別居の父母又は子を含む。)のいずれかであること。

4 救慰金を授与しない場合

当該警察職員の職務執行に違法又は著しい不当行為が認められたときその他救慰金を授与することがふさわしくないと警察本部長が認めたときは、救慰金は授与しない。

5 報告

所属長は、救慰金授与の要件に該当すると認められる事案が発生したときは、別記様式の救慰金事案発生報告書に医師の診断書を添え、速やかに警察本部長に報告しなければならない。

別記様式

別記様式

号
年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

所属長

救慰金事案発生報告書

- 1 救慰金を受ける者 所属、係、階級、氏名、生年月日
- 2 危害を受けた者 住所、職業、氏名、生年月日、警察職員との続柄
- 3 危害を受けた日時
- 4 危害を受けた場所
- 5 危害の程度
- 6 危害を受けた原因及び状況
- 7 その他参考事項